

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成・開催準備活動支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会会長(以下「会長」という。)は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会を群馬県で開催するにあたり、第83回国民スポーツ大会の正式競技(冬季競技を除く。)及び特別競技の県内競技団体ならびに、第28回全国障害者スポーツ大会の正式競技の競技運営主管団体(以下両大会の実施主体を「競技団体」という。)が行う実施競技の運営に携わる審判員、運営員、競技補助員等(以下「競技役員等」という。)の養成確保及び開催準備のために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、群馬県補助金等交付規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

なお、この規則のうち、「知事」は「会長」と読み替えることとする。

(補助対象事業等)

第2条 前条の補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の種類、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体の長(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付し、会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画一覧(様式第2号)
- (2) 事業実施計画書
(様式第2号の1)
(様式第2号の2-①)(様式第2号の2-②)
(様式第2号の3[1])
(様式第2号の3[2] ※全スポのみ)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他、会長が必要と認める書類

2 第1項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書等のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助金交付申請書(様式第1号)のファイル形式は、PDFとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

- 第6条 補助事業者が第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分または事業計画について変更し、補助対象経費の総額が増額又は20%を超える減額となる場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業変更承認申請書（様式第5号）のファイル形式は、PDFとする。
 - 3 会長は第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号の1）により通知するものとする。

(補助事業の廃止)

- 第7条 補助事業者は、補助事業を廃止する場合には、補助事業廃止承認申請書（様式第6号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業廃止承認申請書（様式第6号）のファイル形式は、PDFとする。
 - 3 会長は第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助事業廃止承認通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。
 - 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の遂行中、会長の要求があったときは、すみやかに補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）のファイル形式は、PDFとする。
 - 3 第1項のほか、会長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。
 - 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

- 第9条 補助金の実績報告は、補助事業実績報告書（様式第9号）によるものとし、補助事業者は次に掲げる書類を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績一覧（様式第10号）
 - (2) 事業実績報告書
（様式第10号の1）
（様式第10号の2-①）（様式第10号の2-②）
（様式第10号の3[1]-①）（様式第10号の3[1]-②）
（様式第10号の3[2]）※全スポのみ
 - (3) 収支決算書（様式第11号）
 - (4) その他、会長が必要と認める書類
- 2 第1項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書等のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業実績報告書（様式第9号）のファイル形式は、

PDFとする。

(補助金の額の確定および通知)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 会長は、前条の規定により補助金の額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第13号）を会長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第12条 会長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者又は役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当することが確認されたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定による取り消しの通知は、補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 会長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取り消しを決定した日から15日以内の期限に、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金の額を確定した日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項による返還の命令の通知は、補助金返還命令書（様式第15号）により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、この補助金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 その他、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業の種類	補助対象となる競技および経費	補助金の額
1 中央講習会等派遣事業	<p>1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全 38 競技 全スポ 正式競技 全 14 競技</p> <p>2 経費 審判員・要資格運営員の資格の取得および同資格の維持ならびに審判資質の向上を図るため、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を中央（ブロック）競技団体が主催する講習会・審査会や全国（ブロック）大会等へ派遣するのに必要な経費。</p>	別に定める
2 県内講習会等開催事業	<p>1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全 38 競技 全スポ 正式競技 全 14 競技</p> <p>2 経費 審判員・要資格運営員の資格の取得および同資格の維持ならびに審判資質の向上を図るため、中央（ブロック又は県内）から講師を招き、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を対象とした講習会・審査会等を開催するのに必要な経費。</p>	別に定める
3 [1] 開催準備活動支援事業（調査・研究） ※全スポ競技は、実施競技決定後に開始	<p>1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全 38 競技 全スポ 正式競技 全 14 競技</p> <p>2 経費 第83回国民スポーツ大会、第28回全国障害者スポーツ大会に係る開催準備業務の推進、大会運営能力の強化を図るため、先催県で開催される国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会本大会およびリハーサル大会の視察事業。また、競技会の円滑な運営に必要な中央（ブロック）競技団体、県・会場地市町村及び関係機関・団体との連絡調整を行う事業ならびに県外開催競技に対する現地視察、協議等、会長が必要と認める事業を実施するのに必要な経費。</p>	別に定める
3 [2] 開催準備活動支援事業（全スポ競技の円滑実施・理解促進） ※全スポ競技は、実施競技決定後に開始	<p>1 対象競技 全スポ 正式競技 全 14 競技</p> <p>2 経費 全スポ競技の円滑実施や理解促進のため、中央（ブロックまたは県内）から講師を招き、第 28 回全国障害者スポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を対象とした研修会等を開催するのに必要な経費。</p>	別に定める